

攻めの園芸緊急生産対策事業における

高温対策※資材の取扱いについて

※高温、強日射、乾燥等

1 目的

温暖化に起因する高温乾燥等の影響により、夏季の日焼け・裂果や着色不良、冬季のかんきつ類のおける貯蔵中の腐敗など園芸品目に大きな被害が発生し、生産・出荷量の減少を招いている。

そこで、高温乾燥等による被害軽減対策に有効な資材の導入を支援することで、気象災害に強い園芸産地づくりを推進する。

2 取扱いについて

高温対策に資する資材については、下記の要件を満たす場合に限り、攻めの園芸生産対策事業の補助対象とする。

3 採択要件

(1) 当該内容に係る要件

採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数年（3年以上）継続して使用できる資材 （単年度利用の消耗品に当たるものは対象外とする） ・ 10%以上の被害軽減効果等が認められること
------	--

（参考）攻めの園芸緊急生産対策事業内容一覧

(2) その他

- ・ 高温対策に取り組む事業主体には優先的にポイント加算を行う（実施基準のとおり）
- ・ 単純更新は補助対象外

4 補助対象となる資材（ポイント加算対象）

<補助対象>

- 全品目：遮光ネット等
- 果樹：果実保護資材、鮮度保持資材等
- 花き：地温抑制資材等

<補助率>1/3 以内

（参考）対象施設（ポイント加算対象）

<補助対象>

- ①既存事業のPQC向上対策に係る「施設の整備に要する経費」対象施設のうち
 - ・ 多目的細霧冷房システム
 - ・ 換気施設（自動巻き上げ）
 - ・ 灌水施設
 - ・ 温度調整施設（換気扇、循環扇）

- ②既存事業の生産基盤強化に係る「さく井、関連施設、園地までの配管に係る経費」対象施設

<補助率>①1/3 以内、②1/2 以内